

教職課程運営委員会規程

平成 20 年 4 月 1 日
大学経営会議決定
規程第 59 号

(目的)

第 1 条 教職課程運営委員会（以下「委員会」という。）は、本学教職課程の質の向上及び学生に対する責任ある教職指導の遂行並びに教職課程の円滑な運営に資することを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、教職課程の運営に係る次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職課程のカリキュラムに関する事項
- (2) 教職課程の履修に関する事項
- (3) 教育実習に関する事項
- (4) 教育職員免許状に関する事項
- (5) 教職課程の履修者に対するアドバイジングに関する事項
- (6) その他、教職課程に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、教職課程の代表を委員長とし、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する者
- (2) 教職課程代表
- (3) 教職課程専任教員
- (4) 教務課長若しくは教務課職員
- (5) その他、委員長が必要と認める者

(委員会の開催)

第 4 条 委員会は、委員長が主宰する。

2 委員会は、原則として各 Semester 毎に開催する。

(事務)

第 5 条 委員会の事務は、教務課が行う。

(部会)

第 6 条 委員会は、委員長の判断により部会を置くことができる。

2 部会は、以下に掲げる委員をもって組織し、必要に応じて随時開催する。

- (1) 委員長
- (2) 教職課程専任教員
- (3) その他、委員長が必要と認める者

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。